

平成 26 年版 楽学宅建 過去問題集

(3629)

【法改正のお知らせ】

平成 26 年 7 月 27 日
 (株)住宅新報社
 出版・企画グループ
 TEL.03-6403-7806

【法改正による修正】 上記書籍に、以下のような法改正による修正が生じたので、お知らせいたします。なお、今年度の本試験は、平成 26 年 4 月 1 日現在施行の法令等に基づいて出題され、平成 26 年 10 月 19 日(日)に実施されます。

ページ・位置	改正前	改正後
P307 肢 3 上 1 行目	3 誤り。	3 正しく正解。
P307 肢 3 上 3~7 行目を変更	嫡出子と同じになるので、E・F・Gは均等の割合で相続することになる。したがって、Eの相続分は、 $\frac{1}{2} \times \frac{1}{3} = \frac{1}{6}$ である。	
P307 下 1 行目	正解 4	正解 3・4
P363 肢 3 上 1~2 行目	都市計画区域には、区域区分を必ず定める	都市計画区域には、原則として区域区分を定める
P363 Point 下 1 行目	指定都市である。	指定都市の区域の全部を含む都市計画区域である。
P367 肢 4 上 4~5 行目	三大都市圏・指定都市については、区域区分を定めるものとする(同法 7 条 1 項)。都市計画区域には、	三大都市圏については、区域区分を定めるものとする(同法 7 条 1 項)。また、指定都市については、指定都市の区域の全部又は一部を含む都市計画区域(指定都市の区域の一部を含む都市計画区域にあっては、その区域内の人口が 50 万未満であるものを除く)について、区域区分を定める。都市計画区域には、
P477 肢 1 上 2 行目	~が 1 億 5,000 万円以下であることが	~が 1 億円以下であることが
P477 Point 上 1~2 行目	1 億 5,000 万円以下という数字が重要。以前は 2 億円であったが、平成 24 年に改正された。	1 億円以下という数字が重要。以前は 1 億 5,000 万円であったが、平成 26 年に改正された。